

## 第5章 地方公共団体に対する指導等

### 第1節 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び審査会等は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会では、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の円滑な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

#### 1 会議の開催

##### (1) 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を開催している。

令和6年度は、6月7日に第54回協議会を開催した。

##### (2) 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

令和6年度は、10月上旬から11月下旬にかけて第55回会議を、岩手県、長野県、愛知県、和歌山県、岡山県及び鹿児島県で開催した。

#### 2 情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報・資料の提供を行っている。

## 第2節 公害苦情処理に関する指導等

---

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。

このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供を行うなどしている。

### 1 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、市（原則として人口5万人以上）及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前節1（2）と同じ。）に分け、ブロックごとに毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

令和6年度は、10月上旬から11月下旬にかけて第49回会議を、盛岡市、長野市、名古屋市、和歌山市、岡山市及び鹿児島市で開催した。

### 2 情報・資料の提供等

#### (1) 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適正に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは大いに有用である。

このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に情報・資料の提供を行っている。

#### (2) 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を適切に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情について、その件数や処理状況等を統計的に把握し、毎年度、「公害苦情調査」の結果報告書を取りまとめ、公表している。

令和6年12月に、令和5年度の結果報告書を公表した（調査結果の概要については第1編第4章参照）。